

国立研究開発法人国立循環器病研究センター
における研究活動の不正行為への対応等に関する規程

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の研究活動における不正行為への対応等に関して必要な事項を定め、研究活動における不正行為に関する事実を把握し、その結果をもって、センターの研究活動における不正行為防止のための各種対策を講じ、研究活動の適正な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、次に掲げる研究活動（申請、研究成果の発表を含む。）をいう。

- 一 国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則（平成22年規程第3号）第1条に規定する職員による研究活動
- 二 国立研究開発法人国立循環器病研究センター非常勤職員就業規則（平成22年規程第3-2号）第1条に規定する非常勤職員による研究活動
- 三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター客員研究員規程（平成22年規程第63号）第3条に規定する客員研究員によるセンターにおける研究活動
- 四 国立研究開発法人国立循環器病研究センター研修者研修規程（平成27年規程第61号）第7条の規定により承認された研修者によるセンターにおける研究活動
- 五 その他センターにおける研究活動

2 この規定において、「研究者」とは前項第一号から第五号までに規定する研究活動に従事する者をいう。

3 この規定において、「研究倫理教育」とは、研究活動における不正行為の防止を図るため、研究者が研究活動を行う上で求められる倫理規範及び研究活動に係る法令等に関してセンターが実施する研修をいう。

4 この規程において、「不正行為」とは、研究活動又はその研究成果の発表の過程における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号のいずれかに該当する行為をいう。また、各号の行為の証拠隠滅及び立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、及び未整備を含む。）も研究活動における不正行為とみなす。

ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に間違いであった場合及び意見の相違は、不正行為には該当しない。

- 一 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 四 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- 五 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

(センター及び研究者等の責務)

第3条 センターは「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」、「研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成19年4月19日厚生科学課長・国立病院課長決定)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定/厚生労働分野:平成27年1月16日)」に規定する取組を徹底するとともに、研究不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、第4条に示す管理体制を整備し、研究者に対して第5条に示す研究倫理教育を受講させなければならない。

2 研究者は研究不正を防止するため、「国立循環器病研究センターにおける論文投稿に関する要領(令和元年10月8日要領第54号)」を遵守するとともに、各部門又は診療科においても、臨床研究に限らずすべての研究について「国立循環器病研究センターにおける臨床研究指導體制に関する要領(令和2年3月10日要領第 号)」に準じて適切な研究指導體制を構築しなければならない。

3 第1項及び第2項が適切に行われているかについて、定期的に監査を行う。

(管理責任体制と役割)

第4条 センターに、研究倫理教育最高管理責任者(以下「最高管理責任者」という。)、研究倫理教育統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)及び研究倫理教育責任者(以下「責任者」という。)を置く。

2 最高管理責任者は、センター理事長の職にある者をもって充て、研究活動における不正行為の防止に関する事務全体を統括し、最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び責任者が、研究倫理教育の実施及び研究者の研究倫理教育等の受講状況の管理を行えるよう必要な措置を講じるものとする。

4 統括管理責任者は、研究振興部長の職にある者をもって充て、最高管理責任者を補佐し、研究倫理教育の実施及び研究者の研究倫理教育等の受講状況の管理について、センター全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

5 統括管理責任者は、次条第1項に規定する研究倫理教育に関するセンター全体の具体的な対策について、責任者に研究倫理教育の実施を指示し、その実施状況を確認するとともに、責任者に研究者の研究倫理教育等の受講状況を報告させ、それらの状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

6 責任者は、各部局の長(研究所長、オープンイノベーションセンター長、病院長、最高情報責任者)の職にある者をもって充て、各部局の研究倫理教育の実施及び研究者の研究倫理教育等の受講状況の管理に関する事務の実質的な責任と権限をもつ。

7 責任者は、統括管理責任者の指示のもと、自らが管理する部局内の全ての研究者及び研究支援人材等に対して、必ず年1回、研究倫理教育を実施するほか、部局内の状況に応じて、その機会を追加して提供することが望ましい。また、全ての研究者の研究倫理教育等の受講状況を管理監督し、未受講者には督促するなど受講について徹底するとともに、それらの状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

(研究倫理教育)

第5条 研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管、実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化等研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技能を研究者等に修得・習熟させることとする。

2 研究者及び責任者は、研究倫理教育を必ず年1回受講しなければならない。

(受付窓口)

第6条 センター内外からのセンターにおける不正行為に関する告発（センター内外からの不正行為の疑いの指摘、本人からの申し出、告発の意思を明示しない相談など）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を監査室に置く。

2 受付窓口の長は、受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのウェブサイト等を通じてセンター内外に周知するものとする。

(不正行為に関する告発)

第7条 不正行為（不正行為の疑いを含む。）があると思料する者は、受付窓口に対し、告発及び情報提供（以下「告発」という。）するものとする。

(告発の受付)

第8条 告発は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等の方法により、直接、受付窓口に行く。

2 告発は、原則として、告発書（第一号様式）に、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。ただし、匿名による告発があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名に準じて取り扱うことができる。

3 センターが告発の対象となる研究機関に該当しないときは、該当する研究機関に当該告発を回送する。

4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者に告発を受け付けたことを通知する。

5 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、第2項のただし書きによる告発等に準じて取り扱う。

6 告発の意思を明示しない相談については、受付窓口の長はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、告発に相当する理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。

7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、受付窓口でその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者がセンターに所属していない場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

(告発者・被告発者の保護等)

第9条 告発を受け付ける場合は、受付窓口の担当者以外は見聞できないように、告発内容や告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知し、保護する方策を講じなければならない。

2 受付窓口担当者等及び当該告発事案に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

3 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

- 4 調査内容等が漏洩した場合は、理事長は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査内容等を公に説明することができる。ただし、告発者及び被告発者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益処分を行ってはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は不利益処分を行ってはならない。

(不正行為調査委員会)

第10条 センターに不正行為に対処するため不正行為調査委員会を置く。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、不正行為調査委員会の運営及びその他研究活動の不正行為の対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年3月30日規程第131号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第132号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日規程第176号)

(施行期日)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月2日規程第218号)

(施行期日)

この規程は、平成30年10月2日から施行する。

附 則 (平成31年4月2日規程第244号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

附 則（令和2年 5月 1日規程第328号）

（施行期日）

この規程は、令和2年 5月 1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

所属
連絡先
氏名

印

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程第5条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について告発します。

記

- 1 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ名
所属・職名等
氏名又は研究グループ名
- 2 不正行為の態様（ねつ造、改ざん、盗用の別）
- 3 不正行為の内容
- 4 不正行為の発生時期（年月）
- 5 不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象研究資金に関する事項
配分機関名
対象資金名称
課題名
番号